

平成 29 年 3 月 15 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 熊谷 正寿 グ ル ー プ 代 表 (コード番号 9449 東証第一部)
問い合わせ先	取 締 役 副 社 長 グ ル ー プ 代 表 補 佐 安田 昌史 グ ル ー プ 管 理 部 門 統 括
T E L	03-5456-2555(代)
U R L	https://www.gmo.jp

定時株主総会の延期および延期後の定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016 年 12 月期定時株主総会の延期と、延期した後に開催すべき定時株主総会を招集するための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 2016 年 12 月期定時株主総会延期の理由

当社は、平成 29 年 2 月 27 日付「連結子会社 GMO アドパートナーズ株式会社における第三者委員会設置及び同社第 18 期定時株主総会延期に関するお知らせ並びに当社定時株主総会開催日の変更のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社連結子会社における会計監査人の監査の過程において、同社子会社の売上取引の一部で、計上根拠の信憑性に疑義が生じました。

そのため、同連結子会社は、本件に係る事実関係を正確に把握する必要があることから、同社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置いたしました。

第三者委員会による調査及びその結果を踏まえた同連結子会社の会計監査人の監査手続きには相当程度時間を要し、これに伴って、当社の監査手続きも終了していないことから、当社の定時株主総会の開催を延期することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

2. 定時株主総会招集のための基準日設定について

2016年12月期定時株主総会の開催の時期については未定ですが、手続きが終了次第速やかに開催できるよう、この定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成29年3月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 平成29年3月31日
- (2) 公告日 : 平成29年3月16日
- (3) 公告方法 : 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<https://www.gmo.jp/denshikokoku/>

3. 定時株主総会開催予定日

平成29年4月から同年6月下旬までの間(予定)

4. 定時株主総会付議議案について

定時株主総会の詳細日程及び付議議案の内容は決定次第、別途お知らせいたします。

以上